

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
潮来市は、固定資産税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識して、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じて、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
茨城県潮来市長

公表日
平成29年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税関係事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、 固定資産税課税台帳(土地・家屋・償却資産)の評価・賦課・証明書発行・統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①所有資産の照会 ②賦課および徴収のために行う事務 ③償却資産申告データの入力 ④納税通知書、課税明細書の出力 情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。
③システムの名称	固定資産税システム 地方税電子申告支援サービス 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア

2. 特定個人情報ファイル名

固定資産税課税台帳ファイル 地方税電子申告情報ファイル 宛名情報ファイル
--

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16項 並びに内閣府・総務省令第16条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第27項 並びに内閣府・総務省令第20条 【情報提供の根拠】 なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	潮来市総務部税務課
②所属長	税務課長 打越 伸是

6. 他の評価実施機関

総務省、地方公共団体情報システム機構

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	潮来市総務部総務課 茨城県潮来市辻626番地 電話0299-63-1111(代表)
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	潮来市総務部税務課 茨城県潮来市辻626番地 電話0299-63-1111(代表)
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

[illegible]